

令和7年度

第1回
那須塩原市・那須町採択地区協議会
議事録

<議事録作成者>

那須塩原市・那須町採択地区協議会 事務局
那須塩原市教育委員会 学校教育課学校指導係長 植木 智誠
那須町教育委員会 指導主事 大森 誠

令和7年度 第1回那須塩原市・那須町採択地区協議会議事録

令和7年5月27日、午後2時より令和7年度第1回那須塩原市・那須町採択地区協議会が那須町役場本庁舎4階中会議室において開催され、その結果は次のとおりであります。

I 会議

1 本会議に出席した委員

那須町教育委員会	教育長	平久井 好一
那須塩原市教育委員会	教育長	月井 祐二
那須町教育委員会	教育委員	金田 裕美子
那須塩原市教育委員会	教育委員	君島 知美
那須町教育委員会	学校教育課長	島村 育男
那須塩原市教育委員会	学校教育課長	大藏 裕
那須町P T A連絡協議会長		菅野 孝行
(那須町立学びの森小学校P T A会長)		
那須塩原市P T A連絡協議会副会長		常盤 和弘
(那須塩原市立日新中学校P T A会長)		
栃木県立那須特別支援学校校長		鈴木 輝美
那須町校長会長		笹沼 健一
(那須町立学びの森小学校長)		
那須塩原市校長会代表		星野 悅子
(那須塩原市立黒磯小学校長)		

2 本会議の事務局員

那須町教育委員会学校教育課	副主幹兼学校教育係長	津田 英憲
那須塩原市教育委員会学校教育課	学校指導係長	植木 智
那須町教育委員会学校教育課	指導主事	大森 誠
那須町教育委員会学校教育課	指導主事	田代 大介
那須塩原市教育委員会学校教育課	副主幹・指導主事	印南 竜彦
那須塩原市教育委員会学校教育課	主査・指導主事	加藤 学

3 本会議の内容

(1) 確認事項

- ① 教科書採択の方法について 【資料1】
- ② 那須塩原市・那須町採択地区協議会規約について 【資料2】
- ③ 那須塩原市・那須町採択地区協議会運営要領について 【資料3】
- ④ 教科用図書採択の経過及び今後の予定について 【資料4】
- ⑤ 令和7年度使用一般図書一覧表 【資料5】
- ⑥ 令和7年度使用特別支援学級教科用図書採択一覧表 【資料6】

(2) 議事

- ① 教科用図書選定・採択の基本方針について 【資料7】
- ② 教科用図書選定・採択の手順及び事務日程について 【資料8】
- ③ 教科用図書選定委員会調査員について (非公開事項) 【資料9】
- ④ 第2回採択地区協議会における調査員からの報告方法、調査研究資料の様式及び協議日程について 【資料10・11】
- ⑤ 令和8年度使用教科用図書採択希望調査票について 【資料12】
- ⑥ 令和6年度決算報告について 【資料13】

- ⑦ 令和7年度予算（案）について
- ⑧ その他

【資料14】

（3）その他

- ① 参考資料について

令和8年度使用教科書の採択及び採択事務処理について（通知） 【別冊資料1】
令和8年度使用教科用図書採択の基本方針等について（県第1回審議会） 【別冊資料2】

II 議事録

1 開 会

事務局： ただいまより、令和7年度第1回那須塩原市・那須町教科用図書 採択地区協議会を開催いたします。

本協議会規約第12条第1項による定足数を満たしておりますので、会議が成立することを御報告いたします。

本協議会の会長及び副会長につきましては、規約第7条第2項により、両市町教育委員会が協議して定めた、市町の教育委員会の教育長となっております。本年度は協議の結果、那須町教育委員会平久井好一教育長が、会長ということになりました。また、副会長は、規約第7条第5項により会長の指名するところになっております。会長の指名により那須塩原市教育委員会月井祐二教育長が副会長ということになりました。よろしくお願ひいたします。

はじめに、本協議会会長であります、那須町教育委員会平久井好一教育長が御挨拶を申し上げます。

2 あいさつ

那須塩原市・那須町採択地区協議会会長 平久井 好一

皆様こんにちは。本日は、令和7年度第1回那須塩原市・那須町採択地区協議会の御案内をいたしましたところ、御多用にもかかわらず、御出席くださいまして誠にありがとうございます。私は那須町教育委員会教育長の平久井好一と申します。よろしくお願ひいたします。

さて、教科書採択につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律により、採択の手続きが行われております。

平成26年4月に法改正があり、那須塩原市と那須町の二市町が共同で採択業務を行うこととなり、本協議会が発足して11年が経過いたしました。

今年度は那須塩原市の月井教育長と協議しまして、会長を私、平久井が、副会長を月井教育長が務めさせていただくこととなりました。相互に協力し、公正性を確保しながら、より良い教科書を選定できるように進めてまいりたいと考えております。

さて、本日お集まりの皆様方は、協議会の規約に基づきまして、教育に関する識見を深くお持ちで、各分野で御活躍の皆様でございます。この度、協議会委員を快くお引き受けをいただきまして、誠にありがとうございます。

教科用図書選定は各自治体の重要な業務として位置付けられており、公正かつ適正に採択が執り行われる上で、本協議会が大きな意味を持つものとなります。皆様の適切な協議によりまして、子供たちにとって分かりやすく、学びやすい教科書が公正に採択されますよう、御協力をお願いしたいと思います。

教科用図書の採択は、小学校用・中学校用そして特別支援学級用と分かれしており、本年は、特別支援学級用の教科用図書を選定いただくことになります。特別支援学級用の教科用図書につきましては毎年採択替えとなっておりますが、できるだけ児童生徒の発

達段階に合った教科用図書を供給するという意味から、毎年採択替えを行っているということでございます。皆様方には、是非そのような観点を踏まえながら、両市町の、小・中・義務教育学校の特別支援学級の児童生徒が使用する教科用図書・一般図書の選定をお願いしたいと思っております。

また、教科書の採択につきましては、公平・公正を期すことが強く求められております。従いまして、我々も十分秘密の保持に努めてまいりたいと思いますが、皆様方につきましても、その趣旨に沿いまして適切な採択事務が滞りなく行われるよう御協力をお願いしたいと思っております。

なお、詳細につきましては、この後、担当の方から詳しく説明をいたしますので、御理解いただければと思っております。

次回の7月の会議では、調査員会の調査結果を受けて、選定を行うことになります。皆様には引き続き、御理解、御協力をいただきたいと思います。

以上、会を先立ちましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

3 出席者紹介 名簿順に自己紹介

4 令和7年度 会長（1名）・副会長（1名）確認 事務局： 資料2の説明。

規約 第4条により、本協議会は 委員11名をもって組織することになっております。委員については、第5条に該当する方々に委嘱をしております。任期につきましては、1年としており、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとなっております。よろしくお願ひいたします。なお、事務局・庶務につきましては規約第10条により、会長が 所属する教育委員会事務局ということで、本年度は那須町教育委員会学校教育課が中心となって庶務を処理することとなりますので、よろしくお願ひいたします。

5 確認事項

（1）教科書採択の方法について【資料1】

事務局： 資料1についての説明。

1 採択の権限

教科書の採択とは、学校で使用する教科書を決定することで、その権限は、公立学校で使用される教科書については、その学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会にあります。つまり、市・町立の小・中・義務教育学校等で使用される教科書については、当該市町教育委員会に採択の権限があります。

2 採択の方法

適切な採択を確保するため、都道府県教育委員会が採択の対象となる教科書について調査・研究し採択権者に指導・助言・援助することになっています。

最終的には採択権者が、都道府県の選定資料を参考にするほか、独自に調査・研究した上で1種目につき1種類の教科書を採択することになります。

3 共同採択

那須塩原市と那須町は平成27年度から「那須塩原市・那須町採択地区」を設け、共同で教科書の採択を行っておりますので、この「3共同採択」の流れに従って採択が行われております。

（2）那須塩原市・那須町採択地区協議会規約について【資料2】

事務局： 資料2 協議会規約についての確認。

「那須塩原市・那須町 採択地区協議会 規約」と「運営要領」について御説明いたします。

第1条にありますように本日行われております協議会の大きな役割は、那須塩原市・那須町採択地区内の市・町立の小・中学校及び義務教育学校において使用する教科用図書の採択について協議を行い、その結果を教育委員会に通知することです。

そのため第4章に規定した教科用図書の調査研究について、第16条第1項から第4項に規定する調査員会を組織し、調査員を委嘱して、採択事務を補佐してもらうことになります。調査員の任命・委嘱等につきましては、後ほど御提案させていただきます。

（3）那須塩原市・那須町採択地区協議会運営要領について【資料3】

事務局： 資料3について説明。

先ほど御説明いたしました資料2採択地区協議会規約第12条第3項に記載されております「運営に必要な事項」が、この「採択地区協議会運営要領」

になります。協議会及び調査員会の運営における「会議の非公開」「傍聴」「開示」につきまして、御覧のような要領となっております。非公開事項について、協議会規約に定めるものの他、調査員の承認、調査員会、希望調査の結果説明については、公正確保の観点から、非公開となっております。また、傍聴について、開示については、要領に定めた方法で行いたいと思います。

(4) 教科用図書採択の経過及び今後の予定について【資料4】

事務局： 資料4について説明。

今年度は、「小・中・義務教育学校の特別支援学級用の教科書」の採択の年度になります。

小・中・義務教育学校の特別支援学級における教科書は、毎年採択替えになります。

(5)・(6) 令和7年度使用一般図書一覧表及び令和7年度使用特別支援学級教科用図書採択一覧表について【資料5・6】

事務局： 資料5・6について説明

6 協議事項

(1) 教科用図書選定・採択の基本方針について【資料7】

事務局： 資料7について説明。

それぞれの項目ごとに要点の説明。

1 選定・採択の基本

選定に当たっては、県教育委員会の調査研究資料及び教科書展示会により、すべての教科用図書について十分調査研究するとともに実際に使用する学校の教職員の意見や希望を反映させて公正適切な考察のもとに那須塩原市・那須町両市・町の小・中・義務教育学校の実情に即して、選定に当たることになっております。

2 選定・採択の公正確保

採択の公正を確保するために十分配慮し、厳重に注意して選定に当たることになっています。

また、調査員の選任に当たっても公正を期することとなっています。

3 選定・採択の方法

文部科学省教科書目録に搭載された教科書の中から選定することになります。

ただし、学校教育法附則第9条に規定する、いわゆる特別支援学級用の教科書についてはこの限りではありません。

4 本年度採択する令和8年度使用教科書

小・中・義務教育学校特別支援学級用の教科書となります。

5 調査員の組織及び運営について

調査員をおく種目及び調査員数は、次の表のとおり小学校及び義務教育学校（前期課程）・中学校及び義務教育学校（後期課程）それぞれ3名とし、合計6名を予定しております。なお、調査作業の充実を図るために栃木県教科用図書選定審議会において調査員に委嘱された方については、本協議会の調査員として優先的に委嘱していただければと思います。

6 採択の希望調査の実施

採択地区内の特別支援学級のある小・中・義務教育学校には、採択希望調査を実施し提出された希望調査結果を調査員の資料として活用したいと思います。

7 採定・採択に関する日程

この点については、この後御提案いたします。

8 那須塩原市・那須町 採択地区協議会の経費

委員及び調査員への謝金や旅費等の経費は、協議会が負担いたします。

以上、検討をお願いいたします。

会長： 承認を諮る。

委員： 全会一致で承認。

会長： 全会一致で承認された。（案）の文字を削除をお願いします。

これ以下の議題に置いても、承認された際には、その都度（案）を消してください。

（2）教科用図書選定・採択の手順及び事務日程について【資料8】

事務局： 資料8について説明

本日の第1回協議会後、資料にあるような流れで採択の手続きを進めたいと思います。大まかに申し上げますと、この後2回の調査員会の後、第2回目の協議会を開催しそこで選定作業を行い、その内容を両市町教育委員会に通知するようにしたいと考えております。

補足になりますが、法律により使用する前年度の8月31日までに採択を行わなければなりません。事務手続き上、両市町教育委員会は7月中にそれぞれの教育委員会において採択を決定することとなります。

5月29日から7月8日にかけて教科書展示が開催されます。展示会場につきましては、那須塩原市図書館みるる内の那須塩原教科書センター、那須展示会場の那須町立図書館となっています。また、大田原教科書センターとして那須庁舎においても展示されています。

調査員会の日程については、非公表となりますので、御留意ください。

また、基本方針にありましたように、各学校に採択希望調査を実施します。第2回の調査員会までには希望調査を回収し調査資料にしたいと考えております。

7月14日に第2回目の採択地区協議会を開催させていただき、調査員からの報告を受け、教科書の選定をお願いいたします。会場はこちら那須町役場となります。

なお、那須町は7月29日、那須塩原市は7月31日に開催予定の教育委員会にて、協議会の結果を報告し教育委員会による採択を行う流れとなります。

以上、御検討をお願いいたします。

会長： 承認を諮る。

委員： 全会一致で承認。

会長： 全会一致で承認された。

（3）教科用図書選定委員会調査員について【資料9】～非公開部分～

(4) 第2回採択地区協議会における調査員からの報告方法、調査研究資料の様式及び協議日程について【資料10・11】

事務局： 「1 調査員からの報告方法」「2 調査研究資料の様式」についてです。

調査員の先生方には、資料10にある様式に従って調査研究資料を作成していただこうと考えています。

特別支援学級用につきましては、本来ならその資料を基に、調査研究を行った全ての教科書について、その特徴等を報告すべきところですが作成される資料が膨大な数になりますので、審議の充実と時間短縮を考慮し本年度、新たに加えた教科用図書についての特徴を中心に 調査結果を報告する形を御提案いたします。

まずは、以上のような調査報告でよろしいか、御検討をお願いいたします。

会長： 承認を諮る。

委員： 全会一致で承認。

会長： 全会一致で承認された。

(5) 令和7年度使用教科用図書採択希望調査票について【資料12】

事務局： 実際に使用する学校の意見や希望を反映させながら、公正適切な教科用図書採択をするため、採択地区特別支援学級を有する小・中・義務教育学校に採択の希望調査を実施します。

形式は資料にあるものを各学校に送付したいと思います。先ほど御承認いただいた日程に従って希望調査を行いたいと思います。

会長： 承認を諮る。

委員： 全会一致で承認。

会長： 全会一致で承認された。

(6) 令和6年度決算報告【資料13】

事務局： 資料13の説明

事務局： 決算報告及び監査より監査報告を実施

会長： 決算報告、監査報告について質問・意見を伺う。

会長： 令和6年度決算報告について承認を諮る。

委員： 全会一致で承認。

会長： 決算報告については承認された。

(7) 令和7年度予算（案）について【資料14】

事務局から説明

事務局： 収入の部につきましては、支出見込み額から前年度繰越額を差し引き、市町の負担金を算出しております。

市町の負担金の2分の1を均等割、残り2分の1を人数割としています。

均等割は2市町同額、人数割は児童生徒数で案分して額を算出しております。

本年度の収入予算額は、247,440円となります。

支出の部につきましては、協議会委員謝礼及び協議会委員旅費は、前年度予算額と同額としています。

調査員旅費については、前年度調査員48名だったところ、今年度は6名となることから114,000円の減額としています。

協議会会議費、調査委員会議費及び事務費についても、採択事務の規模に応じ、減額しております。予備費は前年度と同水準です。

本年度の支出予算額は247,440円となります。

また、令和7年度においても、両市町のPTA代表のお二人、菅野委員、常盤委員に監査をお願いしたく、今年度の協議会の全事業が終了しましたら会計監査をお願いいたします。

会長：質問・意見を伺う。

会長：承認を諮る。

委員：全会一致で承認。

会長：全会一致で承認された。

(8) その他

会長：委員に質問・意見を伺う。

委員：令和6年度決算書の説明で摘要欄に何も記載がないので、次年度でよいので令和7年度のように人数を記載するなどすると委員も分かりやすいと思う。

事務局：委員の皆様に分かりやすいものとなるよう、次年度から対応させていただきます。

会長：以上で、審議事項が終わりました。皆様方の御協力でスムーズに進むことができました。大変ありがとうございました。

7 その他

(1) 参考資料について【別冊資料1・別冊資料2】

事務局：別冊資料1は、教科書採択について、文部科学省から出されている各種通知を掲載させていただきました。また、別冊資料2は、県の第1回審議会における教科用図書採択の基本方針になります。これら通知に従って、採択事務を進めてまいります。詳細は後ほど御覧ください。

8 閉会

事務局：以上で、第1回那須塩原市・那須町採択地区協議会を閉会とします。

この会議録は、事実と相違ないことを署名する。

議事録署名

那須町教育委員会学校教育課長

島村 育男



那須塩原市教育委員会学校教育課長

大藏 祐

